

「残しま宣言応援店」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店や宿泊施設等から排出される食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されているもの）を削減するため、食べきりを促進するための取り組みを実施している飲食店等を「残しま宣言応援店」（以下「応援店」という。）として登録するとともに、広く市民等へ紹介することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 応援店に登録できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北九州市内で営業する飲食店や宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(登録要件)

第3条 北九州市は、次の各号のいずれかの取組項目を、1つ以上実践する店舗を応援店として登録する。

- (1) 特典付与
食べきりを行ったグループ等に「店舗独自の食べきり特典」を付与。
例：次回割引券、ドリンク券の付与等
- (2) 提供量の調整
来店者の希望に応じた料理提供量の調整。
例：小盛りメニューの導入、コース内容の変更等
- (3) 持ち帰り対応
持ち帰り希望者への対応。
例：消費期限等を説明した上での食べ残しの持ち帰りの提供、ドギーバッグの用意等
- (4) お声かけ運動
食べきりを促すお声かけの実践。
例：宴会での食べきりの呼びかけ、注文受付時の適量注文の呼びかけ、残しま宣言応援店である旨の呼びかけ等
- (5) 啓発活動
ポスター掲示等による、食べきり促進に向けた啓発活動の実施。
- (6) 独自の取組み
上記以外の、食べきりにつながる店舗独自の工夫。

(取組内容)

第4条 応援店は、前条で選択した取組みを積極的に実践し、食品ロスの削減に努めるものとする。

- 2 応援店は、北九州市から交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へこの取組みについて、積極的にPRし、周知に努めるものとする。

(応援店の登録、廃止、変更及び登録の取消し)

- 第5条 応援店への登録を希望する店舗の代表者は、「残しま宣言応援店」登録申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)を、北九州市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。
- 2 市長は、店舗から提出された申込書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は、登録を行うものとする。
 - 3 応援店は、この要綱に掲げる要件を満たさなくなった場合又は登録抹消を希望する場合は、「残しま宣言応援店」登録廃止届(第2号様式)を速やかに市長に届け出るものとする。
 - 4 応援店は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、「残しま宣言応援店」登録内容変更届(第3号様式)を速やかに市長に届け出るものとする。
 - 5 市長は、応援店がこの要綱に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなど応援店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
 - 6 応援店としての登録を廃止し又は取り消された店舗は、北九州市から交付されたステッカー等を速やかに撤去するものとする。

(応援店の紹介)

- 第6条 北九州市は、応援店の取組内容等について、北九州市のホームページ等に掲載し紹介するものとする。
- 2 申込者は北九州市に申込書を提出した時点で店舗情報を紹介することに承諾したものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年9月24日から施行する。